

小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱

健発 0530 第 12 号  
平成 29 年 5 月 30 日  
一部改正 平成 30 年 3 月 29 日  
平成 30 年 8 月 30 日  
平成 30 年 9 月 28 日  
平成 31 年 3 月 28 日  
令和 元年 10 月 7 日  
令和 2 年 3 月 18 日

第 1 趣旨

慢性疾患を抱え、その治療が長期間にわたる子どもやその家族については、身体面、精神面及び経済面で困難な状況に置かれている状態にある。このような背景を踏まえ、児童の健全育成の観点から、将来の展望に不安を抱えている子どもやその家族への支援として、小児慢性特定疾病対策の推進に必要な施策を総合的に実施するものである。

第 2 事業内容

1. 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

(1) 事業目的

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 19 条の 3 第 3 項に規定する医療費支給認定に係る在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

(3) 用具の種目及び給付の対象者

給付の対象となる用具の種目は、別添 1 の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げる法第 19 条の 3 第 3 項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等とする。

ただし、対象者については、小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による施策の対象とはならない者に限る。

(4) 給付の申請

① 市町村は、用具の給付を希望する対象者の保護者（以下「申請者」という。）に対し、日常生活用具給付申請書（別紙様式例 1。以下「申請書」という。）に小児慢性特定疾病医療受給者証の写しを添えて申請させるものとする。

② 申請書を受理した市町村は、当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況及び住宅環境等を実地調査し、速やかに調査表（別紙様式例 2）を作成すること。

(5) 給付の決定

- ① 市町村は、内容を審査の上、用具の給付を行うかどうかを決定するものとする。
- ② 市町村は、用具の給付を行うことを決定した場合には、日常生活用具給付決定通知書（別紙様式例3）及び日常生活用具給付券（別紙様式例4。以下「給付券」という。）を、その申請を却下することを決定した場合には、却下決定通知書（別紙様式例5）を、それぞれ申請者に交付するものとする。

(6) 用具の給付

- ① 市町村は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。
- ② 市町村は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件及びアフターサービスの可能性等を十分勘案の上決定するものとする。
- ③ 用具の中には、診療報酬の対象となるものもあるが、当該用具については、診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて給付すること。
- ④ 用具の中には、当該用具を使うために付属品が必要な場合があるが、当該付属品については、その付属品がないと当該用具が機能しないといった場合においてのみ、当該用具とともに給付することができ、付属品のみの給付は認められない。

(7) 費用の負担及び支払い

- ① 対象者の扶養義務者は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。
- ② ①により扶養義務者が負担する額の基準は、別添2に定める額とする。  
なお、複数の用具の給付を受けている者についても、用具の数にかかわらず別添2に定める額とする。
- ③ 扶養義務者は、用具を納付する業者に対し給付券を添えて、②により負担することとされている額を支払うものとする。
- ④ 市町村は、用具を納付した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から③により扶養義務者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。
- ⑤ ④による費用の請求は、給付券を添付して行うものとする。

(8) 用具の管理

- ① 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。
- ② ①に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることがあるものとする。

(9) 給付台帳の整備

市町村は、用具の給付の状況を明確にするため「日常生活用具／給付台帳」を整備しておくものとする。

2. 慢性疾患児童等地域支援協議会運営事業

(1) 事業目的

慢性的な疾患を抱え、様々な支障や心身にわたる悩みを有する児童等（以下「慢性疾患児童等」という。）が成人後に自立することができるよう、地域の支援体制

を確立するための慢性疾病児童等地域支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、慢性疾病児童等の健全育成を図るとともに、慢性疾病児童等及びその家族が、慢性疾患を抱えていても、安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市及び児童福祉法第 59 条の 4 第 1 項の政令で定める市（特別区を含む。以下「児童相談所設置市」という。）（以下「都道府県等」という。）とする。

(3) 事業内容等

① 協議会の構成員

協議会の構成員として、市町村（保健・福祉部局）、保健所、医療機関、教育機関、就労支援機関、事業者、慢性疾病児童等を支援する特定非営利活動法人及びボランティア団体、患者・家族会、小児慢性特定疾病児童等自立支援員（法第 19 条の 22 第 1 項に基づき「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」を担うもの）並びに移行期医療支援コーディネーター等が考えられる。

なお、法第 19 条の 22 第 3 項において、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行うに当たっては、関係機関や患者・家族会等の意見を聴くことと規定しており、構成員の選定に当たっては、当該規定を踏まえ患者・家族会等の関係者が含まれるよう留意されたい。

② 実施回数

協議会では、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の内容等を協議することを想定しており、そのために少なくとも年に一度は実施することとし、その他必要に応じ適宜実施すること。

③ 協議事項及び活動内容

ア 慢性疾病児童等とその家族の現状と課題の把握

イ 慢性疾病児童等に対する当該地域における支援策・支援機関に関する情報の収集及び共有

ウ 慢性疾病児童等のニーズに応じた支援内容（小児慢性特定疾病児童等自立支援事業等）の検討

エ 慢性疾病児童等とその家族への支援策の効果的な周知及び地域における慢性疾患に対する理解促進の在り方

④ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業との連携について

協議会で③ウの支援内容を決定し、それが新たに慢性疾病児童等の自立に資する事業である場合には、平成 27 年 1 月から実施している小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を活用し積極的に実施されたい。

⑤ その他

協議会の実施に当たっては、協議会の構成員のみならず、総合的な支援体制を構築するために適切な他の関係機関との連携を図ること。

なお、都道府県等ごとに設置するものとするが、構成員や支援機関等の状況等を踏まえ、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市とで合同設置することや、類似の協議組織（例：難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 33 条に基づく難病対策協議会等）において、協議することも

差し支えないものとする。

### 3. 小児慢性特定疾病医療事務費

#### (1) 事業目的

小児慢性特定疾病の医療費の支給に関する都道府県等が実施する事務について、必要な費用を補助することを目的とする。

#### (2) 実施主体

実施主体は、都道府県等とする。なお、一部の事務の実施に当たっては、適切な機関又は団体に委託することができる。

#### (3) 事業内容等

##### ① 小児慢性特定疾病審査会

ア 都道府県等は、小児慢性特定疾病医療費の支給認定の円滑な実施を図るため、小児慢性特定疾病に関し知見を有する医師その他の関係者から構成される小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

なお、都道府県等は、審査会の運営に当たり、それぞれ対象となる患者数等を勘案して必要な医師等の確保に努めるものとする。また、複数の都道府県等が合同で審査会を設置しても差し支えない。

イ 審査会は、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長及び児童福祉法第59条の4第1項の政令で定める市長（特別区長を含む。）（以下「都道府県知事等」という。）からの要請により、本事業の実施に必要な参考意見を具申するものとする。

なお、都道府県知事等は、小児慢性特定疾病医療費の支給認定をしないこととする場合は、必ず審査会に審査を求めなければならないものとする。

##### ② 小児慢性特定疾病コンサルテーション

都道府県等は、審査会で疑義のあった専門的な知見を必要とする症例について、当該疾病の専門家に意見を求めることができる。

都道府県等は、地域の大学病院等の専門的な医療機関の医師であって審査会に参加していない医師に意見を求めることができる。

また、公益社団法人日本小児科学会（以下「小児科学会」という。）と契約を結び、小児科学会を通じて各専門学会に疑義等の照会をすることもできるが、詳細については別途通知する。

##### ③ そのほか小児慢性特定疾病医療費を支給するために必要な事務

上記に掲げた事務のほか、医療費支給事務、登録管理及び小児慢性特定疾病児童手帳の交付等に係る事務を実施するものとする。

### 4. 小児慢性特定疾病指定医育成事業

#### (1) 事業目的

法第19条の3第1項に規定する指定医については、厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医を取得していること又は都道府県知事等が実施する研修を受けていることを要件とするため、専門医を取得していない医師に対し研修を実施し、小児慢性特定疾病の診断が適切に行われる体制を整備することを目的としている。

(2) 実施主体

実施主体は、都道府県等とする。なお、実施に当たっては、適切な機関又は団体に委託することができる。

また、複数の都道府県等が合同で研修を開催することも差し支えない。

(3) 事業内容等

① 研修の内容

本研修は、別添のカリキュラムを参考に行うものとする。ただし、地域性及び受講者の希望等を考慮して、必要な科目を追加することは差し支えない。

なお、研修内容が均一化するように、研修を実施する際のテキストについては、「新たな小児慢性特定疾病対策の概説 ー平成27年1月改正児童福祉法の施行を受けてー」（日本医師会総合政策研究機構作成）及び「小児慢性特定疾病指定医研修資料 ～対象疾病の概況～」（日本小児科学会小児慢性疾患委員会作成）を参考とされたい。

また、研修修了者に対し、研修修了を証明する書類を交付するものとする。

② 委託先

研修を委託する際は、地域の医師会、学会及び医療機関等、講師を依頼するのに適切な委託先を選択すること。

5. 移行期医療支援体制整備事業

(1) 事業目的

小児期から成人期への移行期にある小児慢性特定疾病児童等への適切な医療の提供に関する課題を解消するため、「都道府県における小児慢性特定疾病の患者に対する移行期医療支援体制の構築について」（平成29年10月25日健難発1025第1号厚生労働省健康局難病対策課長通知）の別紙「都道府県における小児慢性特定疾病の患者に対する移行期医療支援体制の構築に係るガイド」（以下「都道府県ガイド」という。）を踏まえ、小児期及び成人期をそれぞれ担当する医療従事者間の連携など支援体制の整備や、自身の疾病等の理解を深めるなどの自律（自立）支援の実施により、移行期医療支援体制の整備を目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、都道府県とする。なお、実施に当たっては、適切な機関又は団体に委託することができるものとする。また、管内の指定都市、中核市及び児童相談所設置市と適宜連携して差し支えないこととする。

(3) 実施方法

(4)及び(5)については、都道府県ガイドの「第3 移行期医療支援体制の構築」を参考に、地域の実情に応じて、移行期医療の支援体制を構築すること。

特に、(4)②及び③並びに(5)②及び③については、移行期医療支援情報共有サイトに掲載される医療従事者向けのガイド等も参考にすること。

(4) 役割

① 移行期医療を総合的に支援する機能（移行期医療支援センター）

ア 成人期に達した小児慢性特定疾病の患者に対応可能な診療科・医療機関に関する情報の把握・公表

イ 小児診療科と成人診療科の連絡調整、コンサルト、連携の支援

ウ 連携の難しい分野の現状を把握し、その改善策の検討

エ 患者の自律（自立）支援を円滑に進めるための支援

② 小児期の診療科・医療機関

ア 成人期に達した小児慢性特定疾病の患者を成人期の診療科・医療機関と協力して移行期医療へつなげる

イ 必要に応じ、成人期に達した小児慢性特定疾病の患者への移行期医療及び成人期医療の提供

③ 成人期の診療科・医療機関

ア 必要に応じ、成人期に達した小児慢性特定疾病の患者への移行期医療及び成人期医療の提供

(5) 具体的な取組内容

① 移行期医療を総合的に支援する機能（移行期医療支援センター）

移行期医療支援コーディネーターを配置するなどし、以下の取組を実施するとともに、慢性疾病児童等地域支援協議会等を活用し、地域における関係者との連携体制の構築や地域において小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を実施している小児慢性特定疾病児童等自立支援員と連携して情報共有をすること。

ア 小児診療科と成人診療科との連携促進に努めるとともに、移行期医療の提供に特に重要な成人期の診療科・医療機関に関する情報を把握し、患者やその家族等が移行期医療に必要な情報を都道府県のホームページ等で公表すること

イ 移行期医療支援について、医師、患者等からの相談に応じること

ウ 移行期医療に際し、在宅介護や緊急時の受け入れ医療機関の確保等の支援を行うこと

エ 患者の自律（自立）を促進するため、患者自身が病気への理解を深める取組を行うとともに、各診療科等の取組の支援を行うこと

② 小児期の診療科・医療機関

ア 移行期医療支援センター、成人期の診療科・医療機関と協力し、最適な移行期医療及び成人期医療の提供を行うこと

イ 移行期医療支援センターの支援を受け、患者に自律（自立）を促す取組を行うこと

ウ 移行期医療支援センターの行う情報の把握に協力すること

③ 成人期の診療科・医療機関

ア 移行期医療支援センター、小児期の診療科・医療機関と協力し、最適な移行期医療及び成人期医療の提供を行うこと

イ 他の診療部門やかかりつけ医等との相談・連携の体制を確保すること

ウ 移行期医療支援センターの支援を受け、患者に自律（自立）を促す取組を行うこと

エ 移行期医療支援センターの行う情報の把握に協力すること

(6) その他

移行期医療支援に関する進捗状況について、定期的に把握し、その評価を行い、改善策や体制の見直し等の検討を行うこと。

移行期医療や成人期医療の提供に関し、難病特別対策推進事業の難病医療提供

体制整備事業と適宜連携を図ること。

### 第3 国の補助

国は、この実施要綱に基づいて実施する事業に要する経費については、別に定める「小児慢性特定疾病対策国庫補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

ただし、法律、政令及び省令等に基づき他の国庫補助金が交付される事業は対象から除外する。

## 別添 1

種目	対象者	性能等
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具(消化器系)	人工肛門を造設した者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具(尿路系)	人工膀胱を造設した者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。



## 徴収基準額表

階層区分	世帯の階層（細）区分		徴収基準 月 額	徴収基準加 算月額	
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		円 0	円 0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110	
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		2,250	230	
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額3,000円以下	D 1 階層	2,900	290
		3,001 ～ 5,800 円	D 2 //	3,450	350
		5,801 ～ 8,700 円	D 3 //	3,800	380
		8,701 ～ 13,000 円	D 4 //	4,250	430
		13,001 ～ 17,400 円	D 5 //	4,700	470
		17,401 ～ 22,400 円	D 6 //	5,500	550
		22,401 ～ 28,200 円	D 7 //	6,250	630
		28,201 ～ 58,400 円	D 8 //	8,100	810
		58,401 ～ 75,000 円	D 9 //	9,350	940
		75,001 ～ 96,600 円	D10 //	11,550	1,160
		96,601 ～ 121,800 円	D11 //	13,750	1,380
		121,801 ～ 175,500 円	D12 //	17,850	1,790
		175,501 ～ 221,100 円	D13 //	22,000	2,200
		221,101 ～ 380,800 円	D14 //	26,150	2,620
		380,801 ～ 549,000 円	D15 //	40,350	4,040
		549,001 ～ 579,000 円	D16 //	42,500	4,250
		579,001 ～ 700,900 円	D17 //	51,450	5,150
		700,901 ～ 849,000 円	D18 //	61,250	6,130
		849,001 ～ 1,041,000 円	D19 //	71,900	7,190
		1,041,001 以上	D20 //	全 額	左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

備考

1 徴収月額の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別添2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者に現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税等により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、

I 所得税法（昭和40年法律第33号）

II 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

III 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定

IV 平成30年8月30日健発0830第7号厚生労働省健康局長通知「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業における寡婦控除等のみなし適用に係る取扱いについて」

によって計算された地方税法により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。））、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）である。

・平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（以下、本通知）の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。

ただし、令和2年3月31日以前に日常生活用具の給付を受けている児童等が属し、その徴収基準月額の算定にあたり本通知を適用していた世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないよう、都道府県等の判断により、本通知の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。

・指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率（6%）により算出された額を用いることとする。

・生活保護については、現在生活扶助や医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については、支援給付を受けている事実、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税（地方税法292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるものを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる場合を含む。）又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。

・当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

別添2「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

令和元年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。

## 日常生活用具給付申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者

住 所

氏 名

(印)

(給付対象者との続柄)

下記により日常生活用具給付を申請します。

対象者	氏 名		男・女	生年月日	年 月 日生 ( 歳)			
	住 所							
	疾病名							
世帯の状況	氏 名	対 象 者 との続柄	生年月日	職 業	備 考	〔 対象者に対する 介護の状況等 〕		
給付を希望する理由								
現在の住まいの状況		住 宅	1 自宅 2 借家 (貸主の諾否)	浴 槽	1 和 式 2 洋 式 3 な し	便 器	1 和 式 2 洋 式 3 携帯用	
現在の介護の状況	入 浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともしていない 4 自分でできる		排 便	1 他人の介助を必要 2 便器 (携帯用) 使用 3 自分でできる		移 動	1 車椅子使用 2 他人の介助を 必要 (一部、全部) 3 自分でできる
給付を受けたい用具 の名称					希望する型式、規 模等			
給付上特に希望する 事項								
備 考								

(注) 1 この申請書には、対象者の扶養義務者の前年分所得税又は当該年度分市町村民税の課税額を証明する書類 (生活保護を受けている人及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている人の場合は、その旨についての福祉事務所長の証明書) を添付すること。

2 申請者氏名については自署又は記名押印とすること。

## 調 査 表 (日常生活用具給付事業)

①申請書受理番号 及び年月日		番 号 年 月 日		②申請者 氏 名		③対象者との 続柄		
④対象者	氏 名		男・女		生年月日		年 月 日生 ( 歳)	
	住 所							
	疾 病 名							
⑤世帯員の 状況	氏 名	年 齢	対象者 との 続 柄	課税状況			備 考	
				当該年度分市町村民税		前年分 所得税		
				均等割	所得割			
⑥世帯区分		1 被保護世帯又は市町村民税非課税世帯 2 市町村民税均等割課税世帯 3 市町村民税所得割課税世帯 4 所得税課税世帯						
⑦住まいの状況		1 自宅                      2 借家 (貸主の諾否)						
⑧給付後の生活状況		日常生活動作の状況 (入浴・排便・移動等について該当する状況に○) 1 自力でできるようになる 2 一部介助できるようになる 3 給付しても変わらない (一部介助・全介助) 4 その他 (                      )				その他の状況 1 在宅生活が可能になる 2 その他 (                      )		
⑨給付の必要の有無		1 有 2 無	⑩給付する (しない) 理 由					
⑪給付する 用具名 (含む型式 規模等)		⑫予 定 価 格		円	⑬扶養義 務 者 が 支 払 う べき額	円	⑭公費負 担 予 定 額	円
⑮その他特記事項								
年 月 日				調査員 職名 氏名 (印)				

番号第 号

## 日常生活用具給付決定通知書

年 月 日

(申請者) 殿

市町村長 (印)

先に申請のありました日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定したので通知します。

給付番号	第 号		給付決定 年 月 日	年 月 日	
対象者氏名			疾 病 名		
給付する用具 名 (含む型式 規模等)			納入業者名		
			納入業者の 住 所		
価 格	円	扶養義務者 が支払うべ き額	円	公 費 負 担 額	円
注意事項	<p>1 用具は、対象者の扶養義務者がその能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払って下さい。</p> <p>2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供したりすることはかたく禁じられています。</p> <p>3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。</p>				

日常生活用具給付券							
①給付番号	第 号	②給付券発行年月日	年 月 日				
③対象者氏名			④生年月日	年 月 日生 ( 歳)			
⑤居住地							
⑥保護者氏名			⑦対象者との続柄				
⑧ 給付する用具名(型式規模等)		⑨価格	円	⑩扶養義務者が支払うべき額	円	⑪公費負担額	円
⑫納入業者名			⑬納入業者の住所				
⑭この券の有効期限	受給者が業者に提示する期限	年 月 日		業者の公費支払請求期限	年 月 日		
上記のとおり決定する。 年 月 日 市 町 村 長 (印)							
⑮業者の納付した日	年 月 日	⑯扶養義務者より受領した額	円	⑰受領業者名及び年月日	年 月 日 (印)		
⑱用具受領保護者名	(印)		⑲検収者	職 名 ----- 氏 名 (印)			
⑳その他 特記事項							

(注) ①から⑭まで及び⑲は市町村、⑮から⑰までは納入した業者、⑱は保護者が記入すること。

番 号

却 下 決 定 通 知 書

年 月 日

(申 請 者) 殿

市町村長 (印)

年 月 日に申請がありました日常生活用具の給付につきましては、審査の結果却下することに決定しましたので、ご承知下さい

(理由)

## 小児慢性特定疾病指定医育成研修修了証

氏 名	
医籍登録番号	
医籍登録年月日	年 月 日
研修修了年月日	年 月 日

上記の者は、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）

第 7 条の 10 第 1 項第 2 号に定める研修を修了したことを証明する。

年 月 日

知事（市区長）

〇〇 〇〇

